

第 1 1 回 定例農業委員会総会議事録 (第 2 2 期)

1 日 時 平成 2 7 年 5 月 2 5 日 (月) 9 時 2 5 分～1 0 時 3 5 分

2 場 所 阿久根市役所 第 1 会議室

3 出席委員 (1 1 人出席)

- ① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 富永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 欠 席
⑨京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等 (早退・遅刻等)

欠席 8 番 平田 修二 委員

5 議事日程

諮問第 7 号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

議案第 2 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 2 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 2 3 号 非農地証明願いについて

議案第 2 4 号 農用地利用集積計画について

諮問第 8 号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について

議案第 2 5 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積(別段面積)の見直し
について

議案第 2 6 号 農業委員会の平成 2 6 年度の目標及びその達成に向けた活
動の点検・評価と平成 2 7 年度の目標及びその達成に向け
た活動計画について

その他 (報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
久保田真一郎 (次長兼管理係長)
大田 豊茂 (管理係)
榎木 海斗 (管理係)
濱崎 春香 (管理係)
- 農政課 園田 健 (農政管理係)
猿楽 優介 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

皆さんおはようございます。

それでは、事務局から報告がありましたとおり、8番 平田修二委員が本総会を欠席ですので、各委員におかれましては御了承いただきたいと思います。

ただ今から第11回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、10番 松下 輝男委員、11番 石坂 務委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第11回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。
なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長（田嶋 輝男）

日程第3 諸報告であります。5月11日、原田正美教育長の就任式に私が出席をいたしました。

5月15日には、鶴翔高校の農業後継者育成対策協議会の会計監査を行っております。

5月20日には、市町村農業委員会会長・事務局長会議に私と谷口局長と出席し、5月22日は、阿久根市農政推進会議に、松下第1分科会長と富永第2分科会長と出席をいたしました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところでお願いいたします。

議長（田嶋 輝男）

日程第4 諮問第7号

農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課（園田 健）

おはようございます。

それでは、諮問第7号の説明をいたします。

今回、新規が3件、更新2件の合計5件の認定申請がありました。

第三者機関の意見聴取のため農業委員会に対して、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものでございます。

認定要件といたしましては、農業経営基盤強化促進法第12条第4項に基づき、阿久根市の基本構想及び農用地の効率的な利用並びに経営改善計画の達成の見込み、農林水産省経営局長通知の認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインに基づいて判断するように通知されているところで

あります。

なお、年齢制限等については画一的には適用をせず、市町村の独自基準により弾力的に運用をするものでございます。

また、去る5月14日に行いました関係機関・団体による農業経営改善計画認定審査会において審査を行いましたところ、認定することは適当であるという意見に達したところでございます。

それでは、資料の説明をいたします。

(諮問資料にて説明)

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

農政課の説明は、認定しようとするものであります。

諮問のとおり、認定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5 議案第20号

農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (大田 豊茂)

それでは、議案第20号についてご説明いたします。

議案書の3ページから5ページをご覧ください。

農地法第3条の申請は8件であり、内容は賃借権が2件と使用貸借権が2件、それと所有権移転が4件であります。

なお、今回の申請は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、5月15日に4番委員及び11番委員と事務局で、現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。

それでは、ご説明させていただきます。

整理番号1について、地図は1ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、水稻・甘藷の生産を行い、年間170日程度農業に従事されております。

申請地は、水稻を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われ
ます。

次に整理番号2について、地図は2ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、甘藷の生産を行い、年間130日程度農業に従事されております。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われ
ます。

次に整理番号3について、地図は3ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

なお、貸人は、〇〇 〇〇さんの相続人である〇〇 〇〇〇さん外2名
であります。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇〇 〇〇さんであります。

〇〇〇さんは、今回の農地を取得後、年間150日程度農業に従事される
予定となっております。

申請地は、お茶を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下
限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われ
ます。〇〇〇さんは新規就農者であります。

整理番号4について、地図は4ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

なお、貸人は、〇〇 〇〇さんの相続人である〇〇 〇〇〇さん外2名
であります。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、水稻の生産を行い、年間120日程度農業に従事され
ております。

申請地は、水稻を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下
限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われ
ます。

次に整理番号5について、地図は5ページから9ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇市にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、土日や祝日等に親と一緒に水稻・甘藷の生産を行い、

年間200日程度、農業に従事されております。

申請地は、水稻・甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われま

す。整理番号6について、地図は10ページから14ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇町にお住まいの〇〇 〇さんであります。

〇〇さんは現在、肥育牛から生産牛、そして販売までの生産を行い、年間300日程度農業に従事されております。

申請地は、肥育・生産牛の牧草等を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われま

す。整理番号7について、地図は15ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇町にお住まいの〇〇 〇さんであります。

〇〇さんは現在、肥育牛から生産牛、そして販売までの生産を行い、年間300日程度農業に従事されております。

申請地は、肥育牛の牧草等を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われま

す。整理番号8について、地図は16ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、季節野菜の生産を行い、年間220日程度農業に従事されております。

申請地は、季節野菜を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われま

す。以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査員の報告を求めます。

1 1 番委員 (石坂 務)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

5月15日に4番委員及び事務局職員と現地調査並びに聞き取り調査をいたしました。

申請地は、耕作可能な農地でありました。

申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく、営農に意欲的に取り組んでおられました。

申請地も必ず耕作することによって、周辺への影響も無く、許可相当であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

5番委員 (堂後 善人)

整理番号6番・7番の〇〇さん、経営面積は0ですか。

事務局 (大田 豊茂)

〇〇さんは、阿久根市の方に畑を所有していらっしゃいませんので、ですから3条申請です。

5番委員（堂後 善人）

阿久根市での経営面積が0ということですね。

事務局（大田 豊茂）

そういうことです。

議長（田嶋 輝男）

5番委員よろしいでしょうか。

5番委員（堂後 善人）

はい、わかりました。

議長（田嶋 輝男）

ほかに質疑ございませんか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第21号

農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

おはようございます。

それでは、議案第21号について説明いたします。

今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

5月15日に4番委員及び11番委員と事務局職員で、現地調査をいたしました。

それでは、整理番号1について説明をいたします。

整理番号1は、一般住宅及び通路への転用です。

地図は17ページで、○○○○○○○○○○近くになります。

申請地は、農地の広がり10ha未満の生産性の低い第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、○○区にお住いの○○○ ○さんです。

○○○さんは、現在住んでいる家が老朽化していることや、息子さんが定年退職され阿久根市に帰ってくることから、今回の申請地に自己の住宅及び市道から住宅までの通路を設置されたく申請されたものです。

申請地周囲の農地は、東側及び西側の自己の畑のみであり、他は自己の宅地及び里道でありました。

申請地は1m程盛土をされ、周囲は土砂流出等がないよう、よう壁を設置されます。建物は平屋建てとすることから、日照に影響はありません。

排水等は浄化槽で処理後、南側の側溝に流されます。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

4番委員（石原 千代年）

それでは、農地法4条第1項の規定による許可申請について、報告をいたします。

5月15日に11番委員と事務局職員で、現地調査をまいりました。

それでは、整理番号1について報告をいたします。

整理番号1につきましては、申請地に隣接する農地は東側及び西側の自己の畑のみで、他は自己の宅地と里道でした。

農地への影響も無く、許可相当であると調査をまいりました。

以上で報告を終わります

議長（田嶋 輝男）

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長（田嶋 輝男）

質疑ございませんか。

議長（田嶋 輝男）

1つだけ確認させていただきたいと思います。

〇〇〇 〇さんの今の宅地は、元々入り口は無かったのでしょうか。

事務局（濱崎 春香）

地籍図の〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑が出入り口で利用されています。

議長（田嶋 輝男）

分かりました。

議長 (田嶋 輝男)
ほかに質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。
調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに
決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第 7 議案第 2 2 号
農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)
それでは、議案第 2 2 号について説明いたします。
今月の農地法第 5 条の許可申請は 4 件です。
5 月 1 5 日に 4 番委員及び 1 1 番委員と事務局職員で、現地調査をいた
しました。
それでは整理番号 1 から順次説明いたします。
整理番号 1 は、一般住宅への所有権移転です。

地図は18ページで、〇〇〇〇近くになります。

申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第3種農地の都市計画用途地域内農地で、原則許可地でございます。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは現在借家住まいであることから、自己の住居を新築されたく申請されたものです。

申請地周囲の農地は、南西側の畑のみで、他は宅地及び原野及び市道でございます。

申請地は崖の上にあることから7.7m程後退して建築を行わなければならないため、この面積が必要であるとの理由書が添付されております。

申請地は、南側が4m程高くなっており崖となっていることから、南側のみ法面保護をされ、その他の周りは土砂流出等がないようにブロック積み施工をされます。

雨水等は申請地を囲むように側溝を新設し、北側の市道側溝に流され、排水等も浄化槽で処理後、北側の市道側溝に流されます。

次に整理番号2につきまして、整理番号2は一般住宅及び駐車場への所有権移転です。

地図は19ページで、〇〇〇〇近くになります。

申請地は、農地の広がり規模が10ha未満の生産性の低い第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、〇〇区にお住いの〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは現在借家住まいであります。妻の両親の高齢化に伴い、両親の近くに住み身の回りの手伝いをされることから、申請地を一般住宅及び駐車場として利用されたく申請されたものです。

妻の両親は、申請地隣りの〇〇〇〇番地〇に居住されています。

申請地の隣接農地は、西側の畑のみで、他は市道及び宅地でありました。

申請地〇〇〇〇番地〇につきましては、住宅の建築予定地であり、3m程盛土をされ土砂流出等がないように、周囲にはL型擁壁を設置されます。

排水等は浄化槽で処理後、西側にあります既設の側溝に流されます。

申請地〇〇〇〇番地〇につきましては、駐車場用地であり台数は4台で

す。

申請地は現状のまま使用され、土砂流出等が無いよう法面保護をされます。

なお、住宅建設予定地から駐車場予定地まで通行を行えるよう、○○ ○○さんの承諾を受けた記載がある通行承諾書の添付があります。

次に整理番号3につきまして、整理番号3は太陽光発電施設への所有権移転です。

地図は20ページで、○○○○○近くになります。

申請地は農地の広がり無く農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、○○にあります○○○○○○○○○○株式会社 代表取締役である○○ ○○さんです。

○○さんは申請地周辺に太陽光発電施設を設置するため、昨年11月に5条許可を取得されましたが、その時に相続ができない農地があり、今回相続ができるようになったため、申請地に太陽光発電施設を拡張されたく申請されたものです。

土地の所有者につきましては、地籍図では○○ ○○さんになっておりますが、○○さんは既に亡くなられていることから、今回、相続人全員での申請となっております。

申請地周囲の農地は東側の畑のみであり、他は地籍図では農地となっておりますが、転用許可地です。

申請地には1,990キロワットパネル、約570枚を設置されます。

申請地は切土及び盛土により整地され、周囲は土砂流出等がないよう法面保護をされます。

雨水等は分散するよう側溝を新設されます。

次に整理番号4につきまして、整理番号4は農家住宅への所有権移転です。

地図は21ページで、○○○○○近くになります。

申請地は農地の広がり規模が10ha未満の生産性の低い第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、〇〇区にお住いの〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは現在、父の体力低下に伴い農作業を手伝っており、将来は後継者として農業を担うため、農家住宅を建築されたく申請されたものです。

申請地の隣接農地は南東側の畑のみで、他は宅地及び山林及び里道でありました。

申請地は、現状のまま使用され、排水等は浄化槽で処理後、北東側の側溝に流されます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

4番委員 (石原 千代年)

それでは、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、報告をいたします。

5月15日に11番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

整理番号1について、申請地に隣接する農地は南西側の畑のみであり、他は宅地と市道及び原野でした。

面積が500㎡を超えますが、この理由書の添付もあり、農地への悪影響もないことから許可相当であると調査してまいりました。

次に整理番号2について、申請地周囲の農地は西側の畑のみであり、他は宅地及び市道でございました。

周囲への影響もなく許可相当であると調査してまいりました。

整理番号3について、申請地周囲の農地は東側の畑のみで、他は昨年1月に転用許可された土地でありました。

法面保護と雨水等は分散するように側溝を新設されることから、周囲への影響もなく許可相当であると調査して参りました。

整理番号4について、申請地周囲は南側が畑及び山林、他は宅地及び里道でした。

農地への影響も無く許可相当であると調査してまいりました。
以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)
調査員の報告が終わりました。
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。
調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに
決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第8 議案第23号

非農地証明願いについてを議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査に
おいて、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であり

ます。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第9 議案第24号

農用地利用集積計画についてを議題といたしますが、本件の貸借の整理番号1から3については、7番 高原熊夫委員の件であり、議事参与の制限に該当しますので、まず、7番 高原熊夫委員の件、以外の件についてを審議いたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、議案第24号 平成27年農用地利用集積計画書第5号について、提案いたします。

この計画書の公告年月日は平成27年6月1日となります。

それでは、まず1ページ目をお開きください。

(議案資料にて説明)

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。

なお、議案第24号 平成27年農用地利用集積計画書の第5号は、

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

それでは、本件の所有権移転での整理番号1については、〇〇〇〇への農業用施設用地分ですので、ここで調査員の報告を求めます。

4番 石原千代年委員、お願いします。

4番委員 (石原 千代年)

それでは、報告いたします。

5月15日に私と11番 石坂 務委員で調査してまいりました。

場所は〇〇〇〇〇〇〇の南、約80mに位置し、〇〇〇〇から〇〇〇〇に通じる市道沿いでした。

転用理由は、現在の〇〇〇〇〇〇の借地期限が切れるとのことによる移設であります。

転用目的は、〇〇〇〇〇〇であります。

土地の利用目的といたしましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇等の材料置場、薪倉庫、販売所兼休憩所及び製品倉庫となっています。

敷地の総面積は、隣接する本人所有の雑種地1,048㎡と分筆後の排水路61㎡を加え、1,956㎡となります。

排水路については、申請地から始まる排水路であり、〇〇〇〇土地改良区の管理地ではありますが、所有権は阿久根市であります。

現在、分筆して阿久根市に対して払下げの申請を行っているところです。

払下げについては、他の農地等に及ぼす影響は無く、問題なく処理される見通しであります。

土地改良区の意見書については、排水対策、石積みによる崩壊防止対策もあり問題は無いと思われませんが、十分配慮し、万が一支障を来たした場合は直ちに対処するようという意見書が付いており、申請者も誓約書を

提出しております。

申請地は、農用区域内であります。転用目的が農業用施設のため軽微な変更の手続きを行うだけで除外の必要はありません。

以上で報告を終わります。

議長（田嶋 輝男）

所有権移転の整理番号1について、調査員の報告が終わりました。

整理番号1についての質疑を許します。

議長（田嶋 輝男）

質疑ございませんでしょうか。

5番委員（堂後 善人）

別の資料の農用地利用計画変更申請の地図で、払下げの申請待ちの分は所有権移転の方には一緒にかかって来ないのでしょうか。

事務局（榎木 海斗）

こちら後々、農用地利用計画書に出て来ますが、今のところ未だ分筆の手続きが整っておらず、また、この部分は所管が都市建設課になっておりますが、現在、こちら行政財産の水路ですので、それを一度、都市建設課から財政課の方に所管替えの手続きをして、行政財産から普通財産、売ったり処分できる財産に替えてから払下げをする手続きを踏む必要があるため、その手続きが現時点では未だですので、今回の集積計画には載っていませんが、財政課の話からしますと7月くらいには払下げの手続きができるのではとのことですので、払下げの金額や引き渡しの時期などが分かり次第、その時の集積計画書に載ってくることになると思います。

以上です。

5番委員（堂後 善人）

もう一点。地図を見た時に、〇〇さんになっているようですが、〇〇さ

んではないのですか。

事務局（榎木 海斗）

お答えします。

この地籍図を出力した時は〇〇 〇〇さんのお名前ですが、5月11日で〇〇 〇〇さんの相続の手続きが終わっていますので、現在は〇〇さんが登記名義人になっております。

議長（田嶋 輝男）

5番委員，よろしいですか。

5番委員（堂後 善人）

分かりました。

議長（田嶋 輝男）

ほかに質疑はございませんでしょうか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

なければ、貸借の方の4番から23番までの質疑を許します。
質疑ございませんか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に、貸借の整理番号1から3までの7番 高原熊夫委員の件を審議します。7番 高原熊夫委員は退席をお願いいたします。

(7番 高原熊夫委員 退席)

議長 (田嶋 輝男)

それでは、整理番号1から3について、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、あらためまして3ページの整理番号1番から整理番号3番について、説明いたします。

(議案資料にて説明)

以上で御説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

11番委員（石坂 務）

整理番号2番の水稻の8,000円は高いような気がしますが。
普通、籾1俵6,000円から7,000円ではないかと思いますが。

事務局長（谷口 義美）

6ページにも〇〇 〇〇さんの方が反当り10,000円というのもございます。

それぞれ、借り人と貸し人のお互いの話し合いの中で決まるものと思われれます。

議長（田嶋 輝男）

6番委員，どうでしょうか。

6番委員（尻無濱 俊幸）

今，事務局長の言われたとおりお互いの話し合いでのことです。

議長（田嶋 輝男）

11番委員よろしいですか。

11番委員（石坂 務）

分かりました。

議長（田嶋 輝男）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

それでは、7番 高原熊夫委員の着席を許します。

(7番 高原熊夫委員 着席)

議長 (田嶋 輝男)

日程第10 諮問第8号

農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (猿楽 優介)

おはようございます。

農政課管理系の猿楽です。

私の方から諮問第8号について、ご説明申し上げます。

諮問第8号は農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見であります。

ご審議いただきます案件については、先ほどございました議案第24号の整理番号1番と同様の案件であります。

また、去る5月22日に農業推進協議会の委員であります会長及び第1・第2分科会長による現地調査を実施いただいております。

以下、内容についてご説明いたします。

(諮問資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)
農政課の説明が終わりました。
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ございませんでしょうか。

11番委員 (石坂 務)
一覧表の現況地目に用悪水路とありますが、これは何ですか。

農政課 (猿楽 優介)
用悪水路は排水路のことです。
地目上、用悪水路と言います。

議長 (田嶋 輝男)
11番委員、よろしいですか。

11番委員 (石坂 務)
分かりました。

議長 (田嶋 輝男)
ほかに質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

農政課の説明は、変更することに問題はないということであります。

諮問のとおり変更することにご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 1 1 議案第 2 5 号

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積（別段面積）の見直しについてを
議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (久保田真一郎)

それでは、議案第 2 5 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積(別段面積)の見直しについて、説明させていただきたいと思えます。

先に、議案書と一緒に送付してございます議案第 2 5 号資料の 1 ページをご覧くださいと思います。

これにつきましては、農業委員会の適正な事務実施の一つとして、国から毎年見直しの検討を行うように指示があったもので、これに基づくものでございます。

下限面積につきましては、ご存知のとおり農地法により農地の所有権移転や貸し借りをを行う場合、その譲受人、あるいは借り手の方は、その資格要件としまして取得後の合計面積がある一定以上の面積でなければならないというものでございまして、阿久根市の場合はこれが 3 0 アール以上なければ農地の所有権移転や貸し借りをを行うことができないものであり、この一定以上の面積のことを下限面積と申しております。

下限面積につきましては、以前は県が定めておりましたが、平成21年の農地法の改正に伴いまして、各農業委員会で定めることができるようになったものでございます。

また、表紙の表題にカッコ書きで別段面積と記載してございますが、これは本来であれば、50アールが都道府県の下限面積となりますが、お手元の資料の2ページをお開きいただきたいと思えます。

この最初の部分に、参考としまして農地法施行規則と記してございますけれども、農業委員会が農林水産省令で定める基準につきまして、これに従い別段の面積を定めて公示した場合は、その面積がすなわち別段面積となることで記してございます。

阿久根市の場合は、この基準に従いまして平成21年11月の農業委員会総会におきまして、30アールと定めたところでございます。

以降、毎年見直しを行って来ておりますけれども、これまで毎年30アールの設定としているところでございます。

今回の見直しの根拠につきましては、資料1ページの中ほどの見直しの根拠について記載してございますとおり、農業委員会の適正な事務内で農地法第30条の規程に基づき農業委員会は毎年1回、その区域にある農地の利用状況について調査を行わなければならないとされておきまして、この利用状況調査と2010年の農林業センサスを踏まえまして、国は毎年下限面積の検討を求めているところでございます。

また、別段の面積の基準に必要な数値としまして、2010年の農林業センサス、これは5年に1回実施される国の調査ですが、この元データによる下限面積の試算結果を資料3ページに掲載してございます。

今回までは、農林業センサスのデータは2010年のデータ数値となりますので、御了承いただきたいと思えます。

この3ページの上の要約欄に記載してありますように、農業委員会が定めようとする別段面積(下限面積)においては、その定めようとする面積未満、すなわち30アール未満の農地等に携わる農家数が総農家数のおおむね40%を下らないように算定されるものであることとされております。

これに基づきまして阿久根市の場合は、30アール未満のこの割合が3

ページの表のクリーム色で着色してありますが、45%になることから、また、これまでの農地法第3条業務におきましても、下限面積については何ら問題等生じていないところでございます。

また、4ページに鹿児島県下の別段面積の設定状況一覧表を載せてございますが、この表をご覧いただきたいと思いますが、西之表市、志布志市、伊佐市、さつま町につきましては50アール、曾於市が40アール、市においては奄美市だけが20アールとなっております。

これ以外の市は近隣市の出水市、薩摩川内市、長島町も30アールとしているところでございます。

これらを総合的に判断しまして、下限面積につきましては今回もこれまでと同様の30アールとしたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わりますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

事務局としましては説明のとおり、また、県下各市の状況も勘案し、これまでどおり下限面積を30アールのままで据え置きたいとの考えであります。これについて質疑・意見等がありましたらお願ひをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

質疑・ご意見等ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

お諮りいたします。

それでは、下限面積についてはこれまでとおり30アールに据え置くことにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって本件については30アールのままで据え置くことに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第12 議案第26号

農業委員会の平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (久保田真一郎)

それでは、議案第26号について説明をさせていただきたいと思えます。

これも、先に議案書と一緒に送付してございます、総会資料の中の議案第26号資料と題しました資料をご覧くださいと思えます。

これにつきましては平成27年3月の総会におきまして、農業委員会の平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての案につきましては、可決していただきまして、市民の皆さまに対しまして広報あくねや市のホームページによりまして、農業委員会活動に対する意見や要望等につきまして周知いたしまして、4月から5月8日までの期間に意見・要望等を諮ってきたところでございますけれども、これに伴います意見等につきましては、結果としては特に寄せられなかったところでございます。

つきましては、本日の総会はこれを受けまして、先の3月の総会にて提示しました件につきまして、県を通じて国に報告することになっておりますので、最終的な確認をしていただくべく、本日は平成27年度に実施する主要な活動計画を検討していただきまして決定するものでございます。

そこで、平成26年度の活動の点検・評価及び平成27年度の目標及び

その達成に向けた活動計画につきましては、先の3月の総会で詳細に説明したところでございますので、本日につきましては平成27年度の活動計画につきまして、説明させていただきたいと思っております。

それでは御手元の資料の1ページをご覧くださいと思います。

本文につきましては、3月の総会で詳細に説明しておりますので、今回はそれぞれの項目の一番下でございます星印欄の部分で、活動内容等をまとめてございますので、そこをご覧くださいまして、説明に替えさせていただきます。

(議案資料にて説明)

以上が、本年度、平成27年度の農業委員会の活動計画でございます。
ご検討方をよろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)
事務局の説明が終わりました。
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは、ありませんか。

事務局 (久保田真一郎)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10 : 35